

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会専門委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款33条の規定により設置し、定款第1条の事業目的を能率的に推進することにより地域社会の福祉増進を図ることを目的とする。

(委員会の機能)

第2条 委員会は社協会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、定款第2条に定める事業に関する福祉課題について調査、研究し会長に答申する。

(委員会の区分)

第3条 委員会の区分は、総務委員会、事業福祉委員会とする。

(組織)

第4条 委員会は社協の会長を除く11名以内の理事で組織し、その委嘱は会長が行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員において互選する。

3 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の連携)

第8条 委員長は、常に他の委員会との連携を保ち、関連事項については、必要に応じて合同委員会を開くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は社協事務局において行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 8 月 2 8 日から施行し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。